

奈良県告示第百七十二号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十条の二の規定により、指定医療機関から次のとおり医療機関を廃止した旨の届出があった。

令和七年七月二十九日

奈良県知事 山下 真

指定訪問看護事業者の名称	主たる事務所の所在地	訪問看護ステーション等の名称	訪問看護ステーション等の所在地	廃止年月日
リンクハート株式会社	大和高田市土庫三丁目三三二一七 MKビル二〇一号	ゆい訪問看護ステーション	大和高田市土庫三丁目三三二一七 MKビル二〇一号	令和七年六月三十日